

(お知らせ)

令和3年9月28日

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

担当：交通局自動車部運輸課

TEL：863-5132

担当：交通局高速鉄道部運輸課

TEL：863-5224

担当：企画総務部営業推進課

TEL：863-5068

担当：企画総務部営業調査課

TEL：863-5061

京都府における緊急事態宣言解除後の市バス・地下鉄の運行等について

本市では、京都府における緊急事態宣言の発出に伴い、交通事業者に対する終発繰上げの協力依頼がなされたことを踏まえ、市バス・地下鉄の終発の繰上げ等を実施してきました。この度、京都府における緊急事態宣言が解除されることを踏まえ、市バス・地下鉄の運行等について、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

1 市バス

(1) 解除する取組

・終発の繰上げ

市バス全系統のダイヤについて、終発を繰り上げ、22時台で終了としてきましたが、令和3年10月1日（金）から通常どおり運行します。

(2) 当面継続する取組

・急行系統及び京都岡崎ループの運休

急行系統（100, 101, 102, 105, 106 及び 111 号系統）及び京都岡崎ループの運休は継続します。

・深夜バスの運休

平日・土曜ダイヤ時に運行している深夜バス（MN17, MN204, MN205 及び MN 特西3号系統）の運休は継続します。

2 地下鉄

(1) 解除する取組

・終電の繰上げ

地下鉄全線のダイヤについて、終電を繰り上げ、概ね23時までとしてきましたが、令和3年10月1日（金）から通常どおり運行します。

(2) 当面継続する取組

・「コトキン・ライナー」の運休

毎週金曜日の地下鉄深夜便「コトキン・ライナー」の運休は継続します。

※地下鉄事業の経営改善を図るため、令和3年3月26日（金）から運休中

3 その他

(1) 市バス・地下鉄案内所の営業時間

市バス・地下鉄案内所の営業時間を短縮してきましたが、令和3年10月1日（金）から通常どおり営業します。

※営業時間（短縮）9：00～17：00 →（通常）7：30～19：30

(2) 定期券・地下鉄回数券の払戻し

緊急事態宣言の発出に伴う特例措置として、同宣言の最終日の翌月末まで対応するとしてきた定期券及び地下鉄回数券の払戻しについては、予定どおり10月末まで対応します。

【問合せ先】

○市バスの運行について

自動車部運輸課（TEL：075-863-5132）

○地下鉄の運行について

高速鉄道部運輸課（TEL：075-863-5224）

○市バス・地下鉄案内所の営業時間について

企画総務部営業推進課（TEL：075-863-5068）

○定期券等の払戻しについて

企画総務部営業調査課（TEL：075-863-5061）